

新型コロナウイルス感染症患者とその家族などに対する差別・中傷を許さない決議

新型コロナウイルス感染症拡大により、令和2年8月31日時点で、世界中で2500万人以上が感染し、80万人以上が命を落としています。日本国内においても現在までに約7万人が感染し、1000人を超える死者がでており、北方町においてもこれまでに8名の感染者が確認されています。感染を予防するワクチンの開発や、治療法の研究は世界各国で進められているものの、抗体ができても再度感染する事例が報告されるなど、今後しばらくは新型コロナウイルス感染症とともに生活していくwithコロナの時代が続くと考えられます。したがって、今後も新型コロナウイルスに感染した患者が地域の中で闘病するケースはなくならないと想定されます。

そうした中、地域で生活を続けながら新型コロナウイルスに感染することを確実に避ける方法は、現在のところありません。しかしながら全国的に見ると、新型コロナウイルス感染症から完治した患者とその家族や所属企業・団体が、いわれのない差別・中傷にさらされるケースが相次いでいるといいます。注意や対策の程度は人それぞれですが、患者やその家族などに対して差別・中傷を行ってよい理由は何一つありません。コロナウイルスそのものより、誹謗中傷で生活が困難になるケースも見られます。

これらの行動は、非難を恐れて検査忌避や感染告知を控える行為を生みかねず、さらなる感染拡大を防ぐうえでも大変悪影響が予想されます。

感染者やその家族などが、差別・中傷による二次被害を受けることのないよう、北方町議会は以下を決議します。

1. 新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識を持ち、理解を持って患者や医療従事者、その家族などの人権が守られるよう配慮する。
2. 町民全体に、新型コロナウイルス感染症患者やその家族などに対する差別・中傷を許さない姿勢を示していく。
3. 関係機関に対し、新型コロナウイルス感染症患者やその家族などが差別・中傷を受けた際に相談・支援ができる窓口を整備していくことを求める。

令和2年9月17日

岐阜県北方町議会